

公益社団法人農業農村工学会学術基金規程

平成 2年12月4日制 定

平成 4年3月 2日一部改正

平成19年9月21日一部改正

平成24年3月15日一部改正

平成24年4月 1日改 正

(名称)

第1条 名称は、「公益社団法人農業農村工学会学術基金」（以下「基金」という。）と称する。

(目的)

第2条 基金は、農業農村工学の学問・技術に関する研究及び関係諸活動に経済的援助をし、わが国の農業農村工学の新たな発展に資することを目的とする。

(基金)

第3条 基金は、個人又は法人からの拠出金並びに上野賞基金及び富士岡研究奨励金を統合して充当する。

(費用の援助)

第4条 農業農村工学会は、学術基金をもって本会に属する個人会員又は研究組織が行う下記の研究及び諸活動に必要な費用の援助を行う。

- (1) 特定の分野及び学際的分野に関する調査・研究の推進
- (2) 農業農村工学の国際交流の推進
- (3) 若手研究者の育成
- (4) その他本会が必要と認めたもの

(運営)

第5条 基金の運営は、別に定める運営要領による。その成果は、毎年度理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成 2年12月4日より施行する。

附 則

この規程は、平成 4年3月 2日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年9月21日から適用する。

附 則

この規程は、公益社団法人農業農村工学会定款施行の日（平成24年4月1日）から施行する。